標準的なＧＡＰに関する諸事項の整理（麦）（案）

目的	工程	番号	重要度	関連事項	関連法令等
食品安全	農薬の使用	1		農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	農薬取締法 12条の3（農薬使用者が指導を受けることを規定）
		2		無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	農薬取締法 11条
		3		農薬使用前における防除器具等の十分な点検、洗浄	農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（通知） 記のⅠの1の2の(4)
		4		農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容（①適用作物、②使用量、③希釈倍数、④使用時期、⑤使用回数（使用前に記録簿を確認）、⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）、⑦使用上の注意）を確認し、表示内容を遵守して農薬を使用	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 2条
		5		農薬散布時の周辺作物への影響の回避	農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（通知） 別紙2の(2)の①～⑤
		6		収穫物の残留農薬検査の実施	
	かび毒（DON,NIV）汚染の低減対策	7		赤かび病抵抗性の比較的高い品種の選択	麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針 Ⅱの1の（1）
		8		前作の作物残さ等のほ場からの持出しやほ場中への確実な鋤込み、輪作により赤かび病菌の密度を低下させるなど赤かび病の耕種的防除の実施	麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針 Ⅱの2の（2）
		9		ほ場の巡回等により生育状況を把握し、赤かび病の適期防除を実施 ①最初の防除時期は、小麦及び六条大麦は開花を始めた時期から開花期までの間、二条大麦は穂揃い期の10日後頃。 ②必要に応じて追加の防除を行う	麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針 Ⅱの1の（2）、（3）

目的	工程	番号	重要度	関連事項	関連法令等
		10		ほ場の巡回等により生育状況を把握し、適期に収穫を実施。また、赤かび病被害麦の別刈りを実施 ①収穫適期は、麦粒中の水分含有率30%以下（ビール大麦は25%以下）が目安　等	麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針 Ⅱの2の（1） 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（通知） 別紙Ⅱ3（1）
		11		収穫後の速やかな乾燥を実施。また、荷受け時に赤かび病被害粒が見られた場合は、必要に応じて他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底	麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針 Ⅱの2の（2）のア、イ 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（通知） 別紙Ⅱ2（1）
		12		共同乾燥調製施設を利用する場合は、粒厚選別、比重選別等により赤かび病被害粒の選別除去を実施	麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針 Ⅱの2の（2）のウ 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（通知） 別紙Ⅱ3（1）
		13		効率的な分別や調製の実施、又はかび毒低減対策の効果を検証するために、ほ場又はロットなどの単位で収穫麦のＤＯＮ含有濃度等を測定	麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針 Ⅱの3
	収穫後の農産物の管理	14		麦の清潔で衛生的な取扱い ①毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちにサイロ等ごとに全量ローテーションを実施	食品衛生法 5条（食品の清潔で衛生的な取扱を規定） 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（通知） 別紙Ⅱ3（2）、別紙Ⅲ4（5）、6
		15		収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施 ①貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃	大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について 別紙Ⅱ3（1）、別紙Ⅲ2（1）イ、4（3）、5
環境保全	新たな知見・情報の収集	16		作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(6)
	農薬による環境負荷の低減対策	17		農薬の使用残りの調製液、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水の適正な処理 （取組例） ・資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 1条5項、 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について(通知) 記Ⅰの2の(5)

目的	工程	番号	重要度	関連事項	関連法令等
		18		病害虫･雑草が発生しにくい栽培環境づくり (取組例) ･病害虫等の発生源植物の除去 ･抵抗性品種の導入 ･輪作体系の導入 ･ほ場及びほ場周辺の清掃　等	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(3) 総合的病害虫･雑草管理(IPM)実践指針 Ⅱの2及び3
		19		発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(3) 総合的病害虫･雑草管理(IPM)実践指針 Ⅱの2及び3
		20		農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(3) 総合的病害虫･雑草管理(IPM)実践指針 Ⅱの2及び3
		21		農薬散布時の周辺住民等への影響の回避	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 1条2項、6条 住宅地等における農薬使用について(通知) 記の1の(4)
	肥料による環境負荷の低減対策	22		都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施 (取組例) ･たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ･都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ･施肥用機械･器具の点検･整備　等	地力増進基本指針 Ⅲの第1の1の(1) 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(2)
		23		土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用量の把握	地力増進基本指針 Ⅰの1の(2)、Ⅲの第1の2 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(2)
	土壌の管理	24		たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施 (取組例) ･標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ･適地における不耕起栽培 ･多毛作及び輪作 ･適切な土壌改良資材の選択･施用　等	地力増進基本指針 Ⅲの第1の(1)、3～5 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(1)
		25		必要に応じ土壌浸食を軽減する対策の実施 (取組例) ･適地における不耕起栽培 ･作物栽培がない時期における被覆作物の栽培(草生栽培含む) ･等高線栽培　等	地力増進基本指針 Ⅲの第3 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(1)

目的	工程	番号	重要度	関連事項	関連法令等
	廃棄物の適正な処理･利用	26		農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理 （取組例） ･資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託　等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 　11条、12条、12条の3 環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検活動の手引き 　5の（4）
		27		農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避 ①農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しないこと ②住居集合地域では燃焼に伴って悪臭が生じるものを野外で大量に焼却しないこと	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 　16条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 　14条 悪臭防止法 　15条
		28		作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 （取組例） ･ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ･たい肥資材、飼料、敷料等への用途に仕向ける　等	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 　5の(4)
	エネルギーの節減対策	29		施設･機械等の使用における不必要･非効率なエネルギー消費の節減 （取組例） ･機械･器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ･適切な温度管理 ･不必要な照明の消灯 ･エネルギー効率の良い機種の選択　等	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 　5の(5)
労働安全	危険作業等の把握等	30		農業生産活動における危険な作業等の把握や安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識･技術の取得 ①危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ②安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識･技術の取得 ③農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会等への積極的な参加 ④農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	農作業安全のための指針（通知） 　Ⅰの第1の1（1） 　Ⅰの第1の1（1）、（5）
	農作業従事者の制限	31		機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限 ①酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ②高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ③未熟な農作業者に対する熟練者による監視 ④準備体操や整理体操の実施 ⑤1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ⑥定期的な健康診断の受診	農作業安全のための指針（通知） 　Ⅰの第1の1（2） 　Ⅰの第1の2（1）

目的	工程	番号	重要度	関連事項	関連法令等
	服装及び保護具の着用等	32		安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管 ①転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ②飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ③回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ④高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ⑤粉塵のある作業場所における、防塵メガネや防塵マスク等の着用 ⑥防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第1の2（2） Ⅰの第3の1（4） Ⅰの第4の1（1）～（5） Ⅰの第4の2（1）～（7） Ⅰの第6の2（3）～（5） Ⅰの第7の1（3）
	作業環境への対応	33		農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応 ①危険箇所の表示板設置等の実施 ②農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ③ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ④高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ⑤酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施 ⑥暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ⑦寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ⑧粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第3の1～5 Ⅰの第4の2、3
	機械等の導入・点検・整備・管理	34		機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等 ①機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ②中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ③機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ④機械等において指定された定期交換部品の交換 ⑤安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ⑥保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第1の1（1） Ⅰの第1の2（3） Ⅰの第5の1 Ⅰの第5の2（3） Ⅰの第5の3（1）～（3） Ⅰの第7の1（2） 農作業安全対策の推進について（通知）　記の5
	機械等の利用	35		機械、装置、器具等の適正な使用方法や配慮事項の実施 ①機械等の取扱説明書の熟読、保管 ②機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、ｴﾝｼﾞﾝ停止、昇降部落下防止装置の固定 ③乗用型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄやﾊﾟﾗﾝｽｳｴｲﾄの装着、移動時等の左右ﾌﾞﾚｰｷの連結 ④歩行型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、後進発進時のｴﾝｼﾞﾝ回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ⑤刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ⑥脚立の固定金具の確実なロック	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第5の2（1）、（2） Ⅰの第7の2、3 Ⅱの第1～第6 個別農業機械別留意事項（通知）

目的	工程	番号	重要度	関連事項	関連法令等
	農薬･燃料等の管理	36		農薬、燃料等の適切な管理 ①冷涼･乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ②毒劇物に指定されている農薬の飛散･漏出防止、容器･貯蔵場所への表示 ③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 ④火気がなく部外者が立ち入らない場所での燃料の保管 ⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	毒物及び劇物取締法 11条、12条第1項及び第3項、22条 消防法 10条 農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第6
	施設の管理･運営体制の整備	37		施設の適正な管理･運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	大規模乾燥調製貯蔵施設の設置･運営に当たっての留意事項について 別紙Ⅲ3（1）
	事故後の備え	38		事故後の農業生産の維持･継続に向けた保険への加入 （取組例） ･死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務） ･道路等での第3者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ･事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入	労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第1の2（6）
全般（共通）	技術･ノウハウ（知的財産）の保護･活用	39		農業者自ら開発した技術･ノウハウ（知的財産）の保護･活用 （取組例） ･活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ･活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ･技術内容等の文書化 ･秘密事項の管理規定の整備　等	農業の現場における知的財産取扱指針 5の（1）、（3）
	情報の記録･保管	40		農薬の使用に関する以下の内容を記録し、保存 ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第9条（記録に係る事項） 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検の手引き 5の(7)
		41		肥料の使用に関する内容を記録し、保存 （記録事項例） ･施用日 ･施用場所 ･施用した農作物 ･施用した肥料の名称 ･施用面積 ･施用した量　等	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(7)

目的	工程	番号	重要度	関連事項	関連法令等
		42		肥料、農薬等の購入伝票等の保存	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(7)（肥料、農薬の伝票等の保存に係る事項）
		43		農作物の出荷に関する以下のの記録の1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）の保存（農協等への販売の委託を行う場合、農協等に対して、記録の作成･保存を依頼等して差し支えない。） ①生産品の品名 ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎） ⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録	食品衛生法 3条第2項 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（通知） 別添の第3の4の(1)
	生産工程管理の実施	44		以下の手順による点検･改善の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定 ②点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用	
	記録の保存期間	45		上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①農作物の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	食品衛生法 3条第2項 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（通知） 別添の第3の4の(1)

※目的「環境保全」の範疇は、水質の保全、大気の保全（地球温暖化の防止）、土壌の保全、生物多様性の保全、有機性資源の循環促進等とする